

山形県消費生活条例

平成18年3月22日
山形県条例第17号

山形県消費生活条例の設定について
山形県消費生活条例を次のように制定する。

山形県消費生活条例

山形県消費者保護条例（昭和51年7月県条例第42号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 消費生活の安全の確保

第1節 危害の防止（第9条―第11条）

第2節 不当な取引行為の防止（第12条―第15条）

第3節 表示の適正化等（第16条―第23条）

第3章 生活関連物資の供給の確保等（第24条―第26条）

第4章 啓発活動及び消費者教育の推進等（第27条―第29条）

第5章 消費者被害の救済（第30条―第33条）

第6章 知事に対する申出（第34条）

第7章 立入調査等（第35条―第37条）

第8章 山形県消費生活審議会（第38条―第45条）

第9章 雑則（第46条―第49条）

附則

経済社会の発展により、県民の消費生活は著しく高度化し、かつ、多様化した。多種多様な商品及び役務が市場に登場したことにより、消費生活に利便さ及び快適さがもたらされた一方で、消費者がその品質、性能、安全性、取引条件等について十分認識した上で選択を適正に行うことが難しくなった。そのため消費者の安全及び利益を害する問題が発生してきている。

加えて、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の構造的な格差から、消費者が直面する問題は、消費者の保護を基本とした従来の枠組みだけでは解決が困難になってきている。

県は、消費者と事業者とは本来対等の立場に立つべきものであるとの視点から、これらの問題の解決に向けて、事業活動の適正化を推進し、かつ、消費者の自立を支援する総合的な施策を充実させるべく努めるものである。

また、消費生活が地球環境に大きな影響を与えていることから、我々一人一人の行動様式が問われるようになってきている。県、事業者及び消費者は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現に努めるよう求められている。

このような認識の下に、消費者の権利を尊重し、県民の消費生活の一層の安定及び向上を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策等について定め、その推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 前条の目的を達成するに当たっては、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、そ

の健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう、国、県、市町村、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の相互の信頼及び協調をもとに、消費者の自立を支援することを基本としなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
- (2) 商品及び役務（以下「商品等」という。）について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- (3) 消費者に対し必要な情報が提供されること。
- (4) 消費者に対し必要な教育の機会が提供されること。
- (5) 消費者の意見が県の実施する施策に反映されること。
- (6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。
- (7) 事業者に不当な取引行為を行わせないこと。
- (8) 消費者の利益を確保するため、消費者団体を組織し、行動すること。

（県の責務）

第3条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の基本理念にのっとり、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者施策」という。）を推進する責務を有する。

- 2 県は、消費者施策を推進するに当たっては、消費者の意見を反映させるものとする。
- 3 県は、消費者施策を推進するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するものとする。

（消費者基本計画）

第4条 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 消費者施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、山形県消費生活審議会に諮問するとともに、県民の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを明らかにするものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、第2条の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の権利を尊重し、及び法令を遵守した事業活動を行うこと。
 - (2) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - (3) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - (4) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - (5) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - (6) 消費者の個人情報을適正に取り扱うこと。
 - (7) 県が推進する消費者施策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品等に関し環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

（事業者団体の責務）

第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の

処理の体制の整備、前条第2項に規定する基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

2 事業者団体は、県が推進する消費者施策に協力しなければならない。

(消費者の役割)

第7条 消費者は、消費者の権利を自覚し、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、安全かつ公正な取引を確保するための市場の監視、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

第2章 消費生活の安全の確保

第1節 危害の防止

(危害商品等の供給禁止)

第9条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある欠陥のある商品等（以下「危害商品等」という。）を供給してはならない。

(危害商品等の調査等)

第10条 知事は、事業者が供給する商品等について、危害商品等の疑いがあると認めるときは、当該商品等の安全性について必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、資料の提出その他の方法により、当該商品等が安全であることの立証をすべきことを求めることができる。

(危害商品等の緊急情報提供)

第11条 知事は、危害商品等により、消費者の生命、身体又は財産について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、直ちに当該危害商品等の名称、これを供給する事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地その他必要な情報を提供するものとする。

第2節 不当な取引行為の防止

(不当な取引行為の指定)

第12条 知事は、事業者が消費者との間で行う取引行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該行為を不当な取引行為として指定することができる。

(1) 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品等に関する重要な情報を提供せず、若しくは誤認を招く情報を提供し、若しくは消費者を執ように説得し、若しくは心理的に不安な状況に陥れる等の方法を用いて、又は消費者が取引しない旨の意思を表示したにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させる行為

(2) 取引における信義誠実の原則に反して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

(3) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて契約（その成立又は内容について当事者間に争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、若しくは履行をさせ、又は履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

(4) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不当に妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又はそれらが有効に行わ

れたにもかかわらず、それらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

(5) 商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与又は保証の受託をする契約について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で当該契約に基づく債務の履行を迫り、若しくは履行をさせる行為

2 知事は、前項の規定により不当な取引行為を指定しようとするときは、山形県消費生活審議会に諮問しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により不当な取引行為を指定したときは、その内容を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定により指定した不当な取引行為(以下「不当な取引行為」という。)の内容を変更し、又は当該指定を取り消す場合について準用する。

(不当な取引行為の禁止)

第13条 事業者は、不当な取引行為を行ってはならない。

(不当な取引行為の調査等)

第14条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っている疑いがあると認めるときは、当該取引行為の仕組み、実態等について必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該取引行為の正当性を示す資料その他の資料の提出又は説明を求めることができる。

(不当な取引行為の緊急情報提供)

第15条 知事は、不当な取引行為により、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該被害の発生及び拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに当該不当な取引行為の内容、当該不当な取引行為を行っている事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地その他必要な情報を提供するものとする。

第3節 表示の適正化等

(表示の適正化)

第16条 事業者は、消費者が商品等を購入し、又は利用しようとする際に容易に選択ができ、かつ、適正に使用若しくは利用又は廃棄することができるようにするため、その供給する商品等の品目、使用方法その他の必要な事項を正しく、かつ、分かりやすく表示するよう努めなければならない。

(広告の適正化)

第17条 事業者(広告代理事業及び広告事業を行う者を含む。)は、商品等に関する広告について、消費者が選択を誤るおそれのある表現を避け、消費者が商品等を適切に選択するために必要とする情報を明確かつ平易に提供するよう努めなければならない。

(容器及び包装の適正化)

第18条 事業者は、その供給する商品について、消費者がその内容、量目等を誤認することがないようにするため、適正に容器を用い、及び包装を行うよう努めなければならない。

(計量の適正化)

第19条 事業者は、その供給する商品等について、消費者が不利益を被ることがないように、適正に計量しなければならない。

(規格の適正化)

第20条 事業者は、商品の品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、その供給する商品等について適正な規格を定めるよう努めなければならない。

(自主基準等の設定)

第21条 事業者及び事業者団体は、消費者の信頼を確保するため、第16条から第19条までに規定する事項その他消費生活の安定及び向上を図るために必要な事項に関する基準(以下「基準等」という。)

を自主的に定めるよう努めなければならない。

- 2 知事は、事業者及び事業者団体に対し、必要に応じて、基準等の設定及び遵守について指導するものとする。

(県の基準等の設定等)

第22条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、必要があると認めるときは、山形県消費生活審議会に諮問し、事業者が供給する商品等について、基準等を定めることができる。

- 2 知事は、前項の規定により基準等を定めた場合は、その内容その他必要な事項を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、基準等を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(県の基準等の遵守義務)

第23条 事業者は、その供給する商品等について前条第1項の基準等が定められた場合には、これを遵守しなければならない。

- 2 知事は、事業者が前条第1項の基準等を遵守していない疑いがあると認めるときは、その実態その他必要な事項を調査するものとする。

第3章 生活関連物資の供給の確保等

(情報の収集及び調査)

第24条 知事は、県民の消費生活と関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）の需給の状況及び価格の動向に関する情報の収集及び調査を行うよう努めるものとする。

(供給等の協力要請)

第25条 知事は、生活関連物資の流通の円滑化又は価格の安定を図るために必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連物資の供給の確保、あっせん等について協力を要請するものとする。

(特定物資の指定、調査等)

第26条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、生活関連物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め若しくは売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定した特定物資について、価格の上昇の原因、需給の状況その他必要な事項を調査するものとする。
- 3 知事は、第1項に規定する事態が消滅したと認める場合は、同項の規定による指定を解除するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により特定物資を指定したときは、これを告示しなければならない。解除したときも、同様とする。

第4章 啓発活動及び消費者教育の推進等

(啓発活動の推進)

第27条 県は、消費者がその消費生活に関して自主的かつ合理的に行動することができるようにするため、商品等及びその取引の方法に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を行うものとする。

(消費者教育の推進)

第28条 県は、消費者の自立を支援するため、市町村、教育機関、事業者団体、消費者団体その他の関係機関と連携し、学校、地域、家庭、職域等における消費生活、生活設計等に関する教育（以下「消費者教育」という。）の実施、消費者教育を行う指導者の育成、学習会等への講師の派遣及び派遣のあっせん等の施策を講ずるものとする。

(消費者団体の健全な活動の促進)

第29条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の自主性を尊重しつつ、そ

の健全な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第5章 消費者被害の救済

(相談及び苦情の処理)

第30条 知事は、事業者が供給する商品又は役務に関する消費者からの相談又は苦情の申出(以下「消費者苦情等」という。)について、市町村と連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とするものの処理を行うとともに、市町村が行う消費者苦情等の処理に対して、必要に応じて、情報の提供、技術的指導その他の支援を行うものとする。

2 知事は、消費者苦情等があったときは、速やかに、その内容について調査等を行い、必要があると認めるときは、期間を定めて、関係者に資料の提出又は説明を求めること等により、当該消費者苦情等を適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

3 知事は、国、他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力して消費者苦情等の処理を行うものとする。

(あっせん又は調停)

第31条 知事は、消費者からの苦情で、その処理が著しく困難であると認めるものについては、山形県消費生活審議会のあっせん又は調停に付することができる。

2 山形県消費生活審議会は、前項のあっせん又は調停のために必要があると認めるときは、期間を定めて、当該あっせん又は調停に係る関係者に対し、必要な資料の提出若しくは説明を求め、又は山形県消費生活審議会への出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項の規定により消費者からの苦情の処理を山形県消費生活審議会に付託したときは、必要に応じて、その処理の結果を明らかにするものとする。

(訴訟費用等の援助)

第32条 知事は、商品又は役務によって被害を受けた消費者が、事業者を相手に訴訟(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条第1項に規定する和解及び民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停を含む。以下同じ。)を提起する場合又は事業者に訴訟を提起された場合において、当該訴訟が次の各号のいずれにも該当するときは、山形県消費生活審議会の意見を聴き、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、訴訟に要する経費の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

(1) 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれのある商品又は役務に係るものであること。

(2) 1人当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。

(3) 前条第1項の規定による調停によって解決されなかった消費者からの苦情に係るものであること。

(貸付金の返還等)

第33条 前条の規定により訴訟に要する経費の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第6章 知事に対する申出

(知事に対する申出)

第34条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく措置が講じられていないことにより、第2条に規定する消費者の権利が害され、又は害されるおそれがあるときは、知事に対し、その旨を書面により申し出て、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、第1項の規定による申出に係る処理の経過及び結果を当該申出を行った者に通知するも

のとする。

- 4 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果を明らかにするものとする。

第7章 立入調査等

(立入調査等)

第35条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、期間を定めて、文書若しくは口頭による説明若しくは必要な資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、工場、事業場、店舗、倉庫その他事業を行う場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による権限を行使する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第36条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、当該各号に定める措置を講ずるよう勧告をすることができる。

- (1) 第9条の規定に違反しているとき。 危害商品等の供給の中止、回収その他必要な措置
- (2) 第13条の規定に違反しているとき。 不当な取引行為の中止、再発防止その他必要な措置
- (3) 第23条第1項の規定に違反しているとき。 第22条第1項の基準等の遵守その他必要な措置
- (4) 第26条第2項の規定による調査の結果、事業者が買占め又は売惜しみにより、特定物資を多量に保有していたとき。 特定物資の適正な価格での供給その他必要な措置

- 2 前項の規定による勧告は、当該行為を既に行っていない場合においても、することができる。

- 3 知事は、第1項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた事業者に対し、その勧告に基づいて講じた措置及びその結果について報告をさせることができる。

(公表)

第37条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、当該事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその行為の内容を公表することができる。

- (1) 第10条第2項の規定による立証の要求に応じず、若しくは立証できず、定められた期間内に立証せず、又は虚偽の資料を提出したとき。
- (2) 第14条第2項の規定による資料の提出若しくは説明を拒み、定められた期間内に提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。
- (3) 第31条第2項の規定による資料の提出若しくは説明を拒み、定められた期間内に提出若しくは説明をせず、若しくは虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき、又は山形県消費生活審議会への出席若しくは説明を拒み、若しくは関係者の出席を妨げ、若しくは山形県消費生活審議会で虚偽の説明をしたとき。
- (4) 第35条第1項の規定による説明若しくは資料の提出を拒み、定められた期間内に説明若しくは提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき、同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (5) 前条第1項の規定による勧告に従わなかったとき。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に対し、当該事案について意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えなければならない。ただし、当該事業者の所在が不明である場合は、この限りでない。

第8章 山形県消費生活審議会

(山形県消費生活審議会の設置)

第38条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る重要事項を調査審議させるため、山形県消費生活審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、県民の消費生活の安定及び向上を図るための重要事項に関し必要があると認める事項を知事に建議することができる。

(組織等)

第39条 審議会は、委員17名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 消費者
- (3) 事業者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第40条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第41条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第42条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第43条 審議会は、会長が指名する委員で組織する被害救済部会その他の部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。

3 審議会は、その定めるところにより、第31条第1項に規定するあつせん若しくは調停又は第32条に規定する意見については被害救済部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第44条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第45条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第9章 雑則

(国等への協力要請)

第46条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、国、関係地方公共団体等に対して、適当な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(山形県消費生活センター)

第47条 山形県消費生活センターは、国、地方公共団体その他関係機関、消費者団体等と連携し、本県における消費者施策の中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(試験、検査等の体制の整備等)

第48条 知事は、消費者施策の実効性を確保するため、商品の試験、検査等及び役務についての調査研究等を行う体制を整備するとともに、必要に応じて、試験、検査、調査研究等の結果を明らかにするものとする。

(委任)

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正前の山形県消費者保護条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項、第7条の3第1項及び第20条第1項の規定による勧告並びに旧条例第21条第1項の規定による立入調査等に係る報告又は公表については、なお従前の例による。

3 旧条例第22条第1項の規定により設置された山形県消費生活審議会（以下「旧審議会」という。）は、改正後の山形県消費生活条例（以下「新条例」という。）第38条第1項に規定する山形県消費生活審議会（以下「新審議会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、施行日に新条例第39条第2項の規定により新審議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年9月30日までとする。

5 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に新条例第40条第1項の規定により新審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。